

令和3年第16回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年7月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君	振興部会長	12番	小泉豊和君
	13番	石田力司君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	18番	木村勝彦君		19番	鎌仲照幸君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	仲紅美君	臨時筆生	寺田裕子君

議事日程

令和3年第16回 美幌町農業委員会総会
令和3年7月26日 午後1時30分開会

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第32号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 7 | 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第16回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号13番 石田委員、同じく議席番号15番 中村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と仲主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案2件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号1番 日並一三委員、同じく議席番号11番 重清委員、同じく議席番号14番 日並洋委員、本日、欠席の旨届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第32号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページから5ページの7法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第32号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号39号。
事 務 局	内容番号39号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。 譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては、議案7ページをご覧ください。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料3ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
2 番	内容番号39号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は平成14年に〇〇さんが息子の〇〇さんに使用貸借により経営移譲を行っていますが、今回、農地を生前贈与するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品のほか、カボチャを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを7月9日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号39号は適当と認めます。 内容番号40号。
事 務 局	内容番号40号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。 貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料5ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
17 番	内容番号40号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが妻の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族2人で、小麦、甜菜、大豆、小豆を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを6月18日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号４０号は適当と認めます。 議案第６５号「農地法第３条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第７、議案第６６号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号１７号。</p>
事 務 局	<p>内容番号１７号についてご説明致します。参考資料は７ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆で、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和３年７月５日、利用調整を行った時期が令和３年７月５日から令和３年７月１９日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。 事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号１７号は適当と認めます。 議案第６６号「農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第１６回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
事 務 局	<p>ご苦労様でした。</p>
	<p>閉会 午後１時４０分</p>